

地域密着型デイサービスセンター はなみずき 重要事項説明書

【指定地域密着型通所介護事業所】

当事業所は利用者様に対して、指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者について	2
2. 事業所について	2
(1) 事業所の所在地等	2
(2) 事業の目的及び運営の方針	2
(3) 営業日・営業時間・サービス提供時間等	3
(4) 事業所の職員体制	3
3. 提供するサービス内容及び費用について	4
(1) 介護保険の給付の対象となるサービス	4
(2) 介護保険の給付対象とならないサービス	5
(3) 利用料金のお支払い方法	5
(4) 利用の中止、変更、追加	5
(5) サービスの提供にあたって	6
4. サービスの利用に関する留意事項	6
(1) 事業所施設・設備の使用上の注意	6
(2) 喫煙	6
5. サービス提供における事業者の義務	6
6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	7
(1) 契約の有効期間	7
(2) 利用者様からの解約・契約解除の申し出	7
(3) 事業者からの契約解除の申し出	8
(4) 契約終了に伴う援助	8
7. 損害賠償について	8
8. 苦情の受付について	9
(1) 当事業所における苦情の受付	9
(2) 行政機関その他苦情受付機関	9
9. 第三者評価の実施状況	9

1. 事業者について

(1) 法人名	社会福祉法人 筑電会
(2) 法人所在地	龍ヶ崎市若柴町1225番地
(3) 電話番号	0297-66-6000
(4) 代表者氏名	理事長 牛尾 浩樹
(5) 設立年月日	平成23年8月16日

2. 事業所について

(1) 事業所の所在地等

(1) 事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所 令和5年12月1日指定 つくば市 0892000373 指定有効期限 令和11年11月30日 ※当事業所は、特別養護老人ホーム はなみずき に併設されています。		
(2) 事業所の名称	地域密着型デイサービスセンターはなみずき		
(3) 事業所の所在地	つくば市下原525番1		
(4) 電話番号	029-896-3022		
(5) F A X 番号	029-896-3023		
(6) 事業の実施区域	つくば市		
(7) 開設年月日	令和5年12月1日		
(8) 利用定員	1日あたり15名		
(9) 設備の概要 鉄筋コンクリート造3階建 4,092.74㎡ 当事業所では右記の設備をご用意しています	食堂兼機能訓練室	1室	130.57㎡
	静養室	1室	18.26㎡
	相談室	1室	特別養護老人ホームと兼用
	事務室	1室	特別養護老人ホームと兼用
	浴室	2室	1人浴槽・大浴槽、機械浴槽
	便所	4	
※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型通所介護事業所に設置が義務付けられている設備です。			

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令等に従い、要介護認定を受けた利用者様に、適切な地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	・利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 ・つくば市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

(3) 営業日・営業時間・サービス提供時間等

営 業 日	月曜日～土曜日 （祝日は営業日です）
営 業 時 間	月曜日～土曜日 8：30～17：30
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9：00～16：30
休 日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）

(4) 事業所の職員体制

当事業所では、利用者様に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	加納 章裕
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ③ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 ④ 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。 ⑤ 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。	1名 (兼務1名)
生活相談員	① 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	2名 (兼務1名)
介護職員	① 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	2名
看護職員	① サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 ② 利用者の静養のための必要な措置を行います。 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	2名 (兼務2名)
機能訓練指導員	① 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	2名 (兼務2名)

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条）

以下のサービスについては、利用料金の7割から9割が介護保険から給付されます。

利用料金については、別紙「利用料金表」をご覧ください。

《提供するサービスの内容について》

サービス区分と種類		サービスの内容
地域密着型通所介護計画の作成		① 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 ② 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 ③ 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します。 ④ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
-----	--------	------------------------------------

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。利用料金については、別紙「利用料金表」をご覧ください。

① 食事の提供に要する費用	食材料費及び調理コスト（運営規程の定めに基づくもの）
② おむつ代	実費をご負担いただきます
③ 日常生活上必要となる諸費用実費	その他日常生活品の購入代金等利用者様の日常生活に要する費用で、利用者様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
④ キャンセル料	利用日の当日午前８時３０分までに利用中止の申出がない場合、食事の提供に要する費用をお支払いいただきます。
⑤ 延長利用料金	利用者様の希望によりサービス提供時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用として、３０分単位で利用料金をお支払いいただきます。
⑥ 利用料金の変更 （契約書第６条５項・６項）	①～⑤について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算します。翌月５日前後に前月分のご請求をいたしますので、お支払いは、請求のあった日の属する月の末日までに、事業者が指定する方法でお支払いいただきます。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第７条）

① 利用予定日の前に、利用者様の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
② 利用予定日の前日９時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。但し、利用者様の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者様に提示して協議します。

(5) サービスの提供にあたって

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
③ 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
④ サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 事業所施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条）

① 施設、設備、敷事業所地をその本来の用途に従って利用して下さい。
② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
② 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

喫煙はできません。

5. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条）

当事業所では、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

② 利用者様の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
② 利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医と連携し、利用者様から聴取・確認の上でサービスを実施します。

③ 利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に利用者様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ 利用者様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者様又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤ 利用者様へのサービス提供時において、利用者様の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者様又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務） 但し、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等で利用者様又はご家族の情報を用いる事がある他、利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様の心身等の情報を提供します。又、利用者様に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由で、利用者様又は利用者様の家族等の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、利用者様の同意を得ます。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

（1）契約の有効期間

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者様から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条）

① 利用者様が死亡した場合
② 要介護認定により利用者様の心身の状況が自立又は要支援1・2と判定された場合
③ 事業者が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 事業所施設の滅失や重大な毀損により、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ 利用者様から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は下記（2）をご参照ください）。
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は下記（3）をご参照下さい）

（2）利用者様からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条）

契約の有効期間であっても、利用者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 利用者様が入院された場合
③ 利用者様の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者が利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（３）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者様によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（４）契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条）

当事業所において、事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

8. 苦情の受付について（契約書第20条）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所のサービスに関する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。苦情は口頭でも受け付けますが、1階玄関口に苦情受付ボックス（ご意見箱）を設置しています。

（ア）苦情受付窓口 生活相談員 河野 輝樹

事務 細田 秀典

（イ）苦情解決責任者 施設長 山口 泰寿

（ウ）受付時間 毎週 月曜日～土曜日 9:00～17:30

又、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

① つくば市福祉部高齢福祉課

〒305-8555 つくば市研究学園1丁目1番地1

電話 029-883-1111

① 茨城県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護保険苦情相談）

〒310-0852 水戸市笠原町978番26

電話 029-301-1565

9. 第三者評価の実施状況

当事業所は、令和5年12月1日現在、第三者評価機関の評価を受審しておりません。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型通所介護事業所 地域密着型デイサービスセンターはなみずき

説明者職名.....氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で利用者並びに家族の情報を利用するほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】

住所 _____

本人 _____ (印)

【代理人（選任した場合）】

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 () _____

【身元引受人兼連帯保証人】

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 () _____